





定ムル所ニ依リ市町村ノ負擔スペキ金額ノ割合ニ付別段ノ定ヲ爲シ又ハ市町村ヲシテ負擔ヲ爲サシメザルコトヲ得第六條 政府ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スニ因リ産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ産業組合中央金庫ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ三以内、融資銀行ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ二以内ノ金額ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第七條 第五條第一項及前條ノ損失ヲ決

定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第八條 第五條第二項及第六條ノ規定ニ依ル政府ノ補給金及補償金ノ總額ハ一億二千萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第九條 第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲シタルニ因リ市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行ノ受ケタル損失及其ノ額ハ負債整理資金特別融通損失審查會之ヲ決定ス

第十條 第五條第二項及第六條ノ契約ニ基キ政府ガ北海道府縣、産業組合中央金庫及融資銀行ニ對シ支拂フベキ補給金又ハ補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第十一條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發

額ノ割合ニ付別段ノ定ヲ爲シ又ハ市町村ヲシテ負擔ヲ爲サシメザルコトヲ得第六條 政府ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スニ因リ産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ産業組合中央金庫ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ三以内、融資銀行ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ二以内ノ金額ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

行スルコトヲ得

第十二條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參照シテ大藏大臣之ヲ定ム

第十三條 本法中町村トアルヘ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス

#### 附 則

第十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 農村負債整理組合法第三章ヲ削ル

從前ノ農村負債整理組合法第二十六條ノ規定ニ依ル特別融通ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル但シ同法第三十一條第一項ノ規定ニ依ル決定ハ本法第九條ノ負

債整理資金特別融通損失審查會之ヲ行

第十六條 農村負債整理組合法第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

負債整理組合方命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業遂行ノ爲必要ナル土地ヲ取得

負債整理資金特別融通損失審查會之ヲ決定ス

スル場合亦前項ニ同ジ

同法第八條第二項及同法第十六條中

「六年間」ヲ「十三年間」ニ改ム

第十七條 登錄稅法第十九條但書中「第

十四號乃至第十六號」ヲ「第十四號乃至

第十七號」ニ改メ同條第十五號及第十

六號ヲ左ノ如ク改ム

十五 市町村、産業組合中央金庫、信用組合、日本勸業銀行、農工銀行、北海

道拓殖銀行、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ

負債整理事業ヲ行フ法人ノ負債整理ノ爲ノ資金貸付ノ場合ニ於ケル抵當

權ノ取得ノ登記

十六 市町村、産業組合中央金庫、信

用組合、負債整理組合又ハ農村負債

整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債

貸付ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル

場合ニ於ケル市町村、産業組合中央

金庫、信用組合、負債整理組合又ハ

農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ

依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ所有

權ノ取得ノ登記

十七 負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理

事業ヲ行フ法人ノ同法第七條第二項

ニ規定スル場合ニ於ケル土地所有權

ノ取得ノ登記

〔國務大臣伯爵有馬賴寧君登壇〕

○國務大臣(伯爵有馬賴寧君) 農村負債整

理事業ハ昭和八年八月實施以來既ニ四年ヲ

經過致シマシテ、相當ノ實績ヲ擧ゲツ、ア

ルノデアリマスガ、之ヲ全國的ニ見マスト

未ダ十分ナリト言フヲ得ナイノデアリマシ

テ、更ニ本事業ヲ擴大強化スルノ必要ガ認

メラレルノデアリマス、農山漁村ニ於ケル

中小產者ノ負債ハ尙ホ四十一億ノ巨額ニ達

シマシテ、此負債ニ因ル重壓ヲ除クノデナ

議アリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第

二乃至第四ハ便宜上一括議題ト爲スニ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、日程第二、人造石油製造事業法案、日程第三、帝國燃料興業株式會社法案、日程第四、製鐵事業法案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——商工大臣吉野信次君

第二 人造石油製造事業法案(政府提出) 第一讀會

第三 帝國燃料興業株式會社法案(政府提出) 第一讀會

第四 製鐵事業法案(政府提出) 第一讀會

第一 人造石油製造事業法案(政府提出) 第一讀會

第二 人造石油製造事業法案(政府提出) 第一讀會

人造石油製造事業法案  
人造石油製造事業法

第一條 本法ハ液體燃料ノ供給ヲ確保スル爲人造石油製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 人造石油製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ人造石油製造事業ノ範圍及許可ハ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第二條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 人造石油製造會社ノ營ム人造石油製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第六條 人造石油製造會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日より十年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第十一條 人造石油製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十二條 人造石油製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條 政府ハ人造石油製造會社ニ對シ其ノ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十六條 政府ハ人造石油製造會社ニ對シ其ノ業務所、工場、貯油所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財產ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニトキハ人造石油製造會社ニ對シ人造石

シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス  
ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定

入稅ヲ免除ス

第九條 政府ハ人造石油製造會社ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造シタル人造石油ニ付獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第十條 詐欺ノ行爲ヲ以て前條ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム

前項ノ規定ニ依ル返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人

油ノ販賣價格ノ變更其ノ他販賣ニ關シ  
必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得  
政府公益上必要アリト認ムルトキハ人  
造石油製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張  
若ハ改良又ハ製造方法ノ改善ヲ命ズル  
コトヲ得

第十七條 政府軍事上必要アリト認ムル  
トキハ人造石油製造會社ニ對シ人造石  
油ノ製造ニ關スル特殊設備ノ施設其ノ  
他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ  
得

第十八條 人造石油製造會社ハ其ノ所有  
スル人造石油ヲ政府ガ命令ノ定ムル所  
ニ依リ時價ヲ標準トシテ購入セントス  
ルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十九條 政府第二條ノ處分又ハ第十六  
條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルト  
キハ液體燃料委員會ノ議ヲ經ベシ  
液體燃料委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ  
以テ之ヲ定ム

第二十條 人造石油製造會社本法若ハ本  
法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ  
爲ス處分ニ違反シタルトキハ政府ハ其  
ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ  
許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務  
ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲スコトヲ得  
第二十一條 第二條ノ規定ニ違反シ許可  
ヲ受ケズシテ人造石油製造事業ヲ營ミ  
タル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 人造石油製造會社第十六條  
又ハ第十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反

シタルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務  
ヲ行フ監査役ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處  
ス

第二十三條 人造石油製造會社左ノ各號  
ノ一ニ該當スルトキハ其ノ取締役又ハ  
其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ千圓以下ノ罰  
金ニ處ス

一 第十三條第一項ノ規定ニ違反シ認  
可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シタル  
トキ

二 第十三條第二項ノ規定ニ依ル命令  
ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之  
ヲ實施シタルトキ

三 第十四條第一項ノ規定ニ依リ許可  
ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ  
爲シタルトキ

四 第十五條第二項ノ命令又ハ處分ニ  
違反シタルトキ

第五條 第二十四條 左ノ各號ノニ該當スル者  
ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ  
爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者  
二 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該  
官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌  
避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サ  
ズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者  
タル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得  
シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ祕密ヲ

第六條 帝國燃料興業株式會社ノ存立期  
間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ  
政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得  
第七條 帝國燃料興業株式會社ニ非ザル  
モノハ帝國燃料興業株式會社又ハ之ニ  
類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコト  
ヲ得ズ

シタルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務  
ヲ行フ監査役ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處  
ス

第二十三條 人造石油製造會社左ノ各號  
ノ一ニ該當スルトキハ其ノ取締役又ハ  
其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ千圓以下ノ罰  
金ニ處ス

一 第十三條第一項ノ規定ニ違反シ認  
可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シタル  
トキ

二 第十三條第二項ノ規定ニ依ル命令  
ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之  
ヲ實施シタルトキ

三 第十四條第一項ノ規定ニ依リ許可  
ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ  
爲シタルトキ

四 第十五條第二項ノ命令又ハ處分ニ  
違反シタルトキ

第五條 第二十四條 左ノ各號ノニ該當スル者  
ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ  
爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者  
二 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該  
官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌  
避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サ  
ズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者  
タル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得  
シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ祕密ヲ

第六條 帝國燃料興業株式會社ノ存立期  
間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ  
政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得  
第七條 帝國燃料興業株式會社ニ非ザル  
モノハ帝國燃料興業株式會社又ハ之ニ  
類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコト  
ヲ得ズ

第二十六條 人造石油製造會社ハ其ノ代  
理人、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務  
ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命  
令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタ  
ルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ  
以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第二十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發ス  
ル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ他  
ノ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他  
代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成  
年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ  
付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テナラ定ム  
本法施行ノ際現ニ人造石油製造事業ヲ營  
ム者ハ本法施行ノ日ヨリ二年ヲ限リ命令  
ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ規定ニ拘ラズ  
其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

第四條 帝國燃料興業株式會社ノ株金全  
額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコ  
トヲ得

第五條 帝國燃料興業株式會社ノ株式ハ  
記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民  
又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業  
務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本  
ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外  
國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限  
リ之ヲ所有スルコトヲ得

第一章 總則

第一條 帝國燃料興業株式會社ハ人造石  
油製造事業ノ振興ヲ圖ル爲必要ナル事  
業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社ト  
ス

第二條 帝國燃料興業株式會社ノ資本ハ  
一億圓トシ内五千萬圓ハ政府ノ出資ト  
ス

第三條 帝國燃料興業株式會社ハ株金全  
額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコ  
トヲ得

第四條 帝國燃料興業株式會社ノ株金全  
額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコ  
トヲ得

第五條 帝國燃料興業株式會社ノ株式ハ  
記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民  
又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業  
務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本  
ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外  
國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限  
リ之ヲ所有スルコトヲ得

第六條 帝國燃料興業株式會社ノ存立期  
間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ  
政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得  
第七條 帝國燃料興業株式會社ニ非ザル  
モノハ帝國燃料興業株式會社又ハ之ニ  
類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコト  
ヲ得ズ

## 第二章 役員

ナル諸事業ヲ營ムコトヲ得

第八條 帝國燃料興業株式會社ニ總裁副

總裁各一人、理事三人以上及監事二人

以上ヲ置ク

第九條 總裁ハ帝國燃料興業株式會社ヲ

代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ業務

ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ

行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ帝國燃料

興業株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ帝國燃料興業株式會社ノ業務ヲ

監査ス

第十條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命ジ其

ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍

ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ

命ジ其ノ任期ハ四年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ

選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第十一條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職

務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ

政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ

在ラズ

## 第三章 営業

第十二條 帝國燃料興業株式會社ハ人造

石油製造事業ニ對スル投資ヲ爲スモノ

トス

帝國燃料興業株式會社ハ政府ノ認可ヲ

受ケ前項ノ事業ノ外人造石油ノ製造又

ハ販賣其ノ他本會社ノ目的達成上必要

額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

## 第六章 監督及助成

第二十條 政府ハ帝國燃料興業株式會社

ノ業務ヲ監督ス

第二十一條 帝國燃料興業株式會社借入

金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ

受クベシ

第二十二條 定款ノ變更、利益金ノ處分、

合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受ク

ルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十三條 帝國燃料興業株式會社ハ每

營業年度ノ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可

ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦

同ジ

第二十四條 政府ハ帝國燃料興業株式會

社ノ業務ニ關シ監督上又ハ人造石油製

造事業ノ振興上其ノ他公益上必要ナル

命令ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 政府ハ帝國燃料興業株式會

社ノ業務ニ關シ軍事上必要ナル命令ヲ

爲スコトヲ得

第二十六條 政府ハ帝國燃料興業株式會

社監理官ヲ置キ帝國燃料興業株式會社

ノ業務ヲ監視セシム

第二十七條 帝國燃料興業株式會社監理

官ハ何時ニテモ帝國燃料興業株式會社

ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査

スルコトヲ得

帝國燃料興業株式會社監理官必要ト認

ムルトキハ何時ニテモ帝國燃料興業株

式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算

及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

帝國燃料興業株式會社監理官ハ株主總

會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十八條 政府帝國燃料興業株式會社

ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十九條 帝國燃料興業株式會社ハ每

營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額方政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對

シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第三十條 帝國燃料興業株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度迄ニ

合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對

シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第三十一條 帝國燃料興業株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ第六ノ割合ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ第四營業年度以降每營業年度ニ

於テハ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ相當スル額及當該營業年度ニ於

テ支拂ヒタル燃料興業債券ノ利息額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得

第三十二條 帝國燃料興業株式會社

ノ營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額方政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ

金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ

金額ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ノ

合計額ヲ超ユルコトヲ得

第三十三條 帝國燃料興業株式會社

ノ營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利息額ノ

合計額ヲ超ユルコトヲ得

第三十四條 帝國燃料興業株式會社

ノ營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利息額ノ

合計額ヲ超ユルコトヲ得

第三十五條 帝國燃料興業株式會社

ノ營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利息額ノ

合計額ヲ超ユルコトヲ得

第三十六條 帝國燃料興業株式會社

ノ營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利息額ノ

合計額ヲ超ユルコトヲ得

第三十七條 帝國燃料興業株式會社

ノ營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利息額ノ

合計額ヲ超ユルコトヲ得

拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額へ先づ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第十營業年度迄每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ二分ノ一ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキヘ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十一條 帝國燃料興業株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對

シート五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スペシ

第三十二條 帝國燃料興業株式會社ニハ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間所得稅

他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間帝國燃料興業株式會社ノ事業ニ對シ地方稅

ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ヘ此ノ限ニ在フズ

第三十三條 北海道、府縣及市町村其ノ燃料興業株式會社ノ事業ニ對シ地方稅

基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ヘ此ノ

第三十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 政府ハ設立委員ヲ命ジ帝國燃料興業株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四十一條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スペシ

一本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十二條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ

三 第十三條ノ規定ニ違反シ燃料興業債券ヲ發行シタルトキ

四 第十八條ノ規定ニ違反シ燃料興業債券ノ償還ヲ爲サザルトキ

五 第二十四條又ヘ第二十五條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタル

第三十五條 帝國燃料興業株式會社ノ總裁、副總裁及理事第十一條ノ規定ニ違

反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十六條 第七條ノ規定ニ違反シタルル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十七條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十八條 附則

第四十條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ帝國燃料興業株式會社總裁ニ引渡スペシ

第四十一條 登錄稅法第六條第一項第十一號中「又ハ東北興業債券」ヲ「東北興業債券又ハ燃料興業債券」ニ改ム

製鐵事業法案

第一條 本法ハ產業ノ發展及國防ノ整備ヲ期スル爲本邦ニ於ケル製鐵事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ製鐵事業ト稱スルハ銑鐵、鋼鐵、鋼材（鍛鋼品及鑄鋼品ヲ含ム）其ノ他ノ鐵鋼ノ製造及之ニ附隨スル副生物ノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

前項ノ副生物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 製鐵事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル製鐵事業ニ付アヘ此ノ限ニ在ラズ

本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ヘ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ許可ヲ受ケタル者（製鐵事業者）ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スペシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

第四十二條 株式申込證ニヘ定款認可ノ年月日並ニ商法第百二十六條第二項第

二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スペシ

第四十三條 設立委員株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第四十四條 設立委員ヘ前條ノ検査ヲ受タルトキハ後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキヘ設立委員ヘケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ





第四十條 第三十七條ノ製鐵事業者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ノ全部又

ハ一部ヲ休止セルモノハ本法施行ノ日ヨリ六月間ヲ限り第十七條第一項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ繼續スルコトヲ得

第四十一條 本法施行ノ際現ニ製鐵業獎勵法ニ依リ所得稅、營業収益稅及地方稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業ニ付テハ仍從前ノ例ニ依リ

營業収益稅及地方稅ヲ免除ス  
本法施行ノ際現ニ製鐵業獎勵法第二條乃至第四條ノ規定ニ依ル認可ヲ申請中ノ者ニ對スル所得稅、營業収益稅及地方稅ノ免除ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依

ル  
前二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者第十一條ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十二條 本法施行ノ際現ニ第十條ニ規定スル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者及同條ニ規定スル設備ノ新設又ハ増設ノ工事中ニ在ル者ニハ本法施行ノ日ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付所稅及營業収益稅ヲ免除ス

第四十三條 製鐵業獎勵法ニ依リテ爲シタル認可、處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト

### 看做ス

第四十四條 大正九年法律第十二號第七

條ノ二中「製鐵業獎勵法ニ定ムル能力」ヲ「製鐵事業法ニ定ムル能力」ニ改メ

「看做シ」ノ下ニ「製鐵事業法第七條第三項ノ金額又ハ製鐵事業法第四十一條ノ規定ニ依リ適用セラル」ヲ加フ

〔國務大臣吉野信次君登壇〕  
○國務大臣(吉野信次君) 只今議題トナリ  
マシタ法案ニ付キマシテ、先づ人造石油製造事業法案及ビ帝國燃料興業株式會社法案カラ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、液體燃料ハ產業上及ビ國防上必要缺クベカラザル基礎的資源デアリマスガ、我國ハ遺憾ナガラ石油資源ニ乏シイノデアリマシテ、大部分ハ外國カラ原料又ハ製品トシテ輸入スルコトヲ餘儀ナクセラレマシテ、此爲ニ毎年巨額ノ海外支拂ヲ致シテ居ル有様デアリマス、而モ逐年著シイ需要增加ノ趨勢ニ二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第三項ノ規定ニ付クルコトヲ至リタル場

合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十二條 本法施行ノ際現ニ第十條ニ規定スル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者及同條ニ規定スル設備ノ新設又ハ増設ノ工事中ニ在ル者ニハ本法施行ノ日ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付所稅及營業収益稅ヲ免除ス

第四十三條 製鐵業獎勵法ニ依リテ爲シタル認可、處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト

リマス、幸ニ人造石油ノ原料タル石炭ハ、

我國ニ於キマシテ相當豐富デアリマス、且ツ滿洲國ニ於キマシテモ石炭資源ニ惠マ

レテ居ルノデアリマスカラ、兩國ヲ通ジマシテ綜合的ニ本事業ノ確立ヲ圖ル方針デア

リマス、而シテ本事業振興計畫ノ目標ト致

シマシテハ、液體燃料ノ中特ニ主要ナル揮

油及ビ重油ノ生産ニ重點ヲ置キマシテ、

以テ各々年產百万升ヲ生產セシメントスルノデアリマス、而シテ本事業ハ全ク新規ノ

事業デアリマシテ、是ガ爲ニハ多大ノ努力ヲ要スルノデアリマスカラ、本事業ヲ政府ノ許可事業ト致シマシテ、其統制アル發達ヲ圖ルコト致シ、又獎勵金ノ交付、租稅ノ免除ナドノ保護助成ヲ爲スト共ニ、政府ノ指導監督ヲ加ヘマシテ事業ノ合理的經營ヲ促進シ、斯業ノ確立ヲ期スル爲メ、人造石油製造事業法ヲ制定スルコトト致シマシタ次第アリマス

更ニ此事業ヲ遂行致シマスル爲ニハ巨額ノ資金ヲ必要トシ、其圓滑ナル調達ニ對シマシテモ適當ナル援助ヲ與ヘナケレバ、到底所期ノ目的ヲ達成スルコトハ困難ト考ヘ

リマス、而モ政府ニ於キマシテハ、

國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

ヲ圖リ、各種產業ノ發展ニ寄與スルノ外、外國依存ノ現狀ヲは正致シマシテ、尙ほ進ンデハ

鐵國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

ヲ圖リ、各種產業ノ發展ニ寄與スルノ外、外國依存ノ現狀ヲは正致シマシテ、尙ほ進ンデハ

鐵國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

ヲ圖リ、各種產業ノ發展ニ寄與スルノ外、外國依存ノ現狀ヲは正致シマシテ、尙ほ進ンデハ

鐵國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

ヲ圖リ、各種產業ノ發展ニ寄與スルノ外、外國依存ノ現狀ヲは正致シマシテ、尙ほ進ンデハ

鐵國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

ヲ圖リ、各種產業ノ發展ニ寄與スルノ外、外國依存ノ現狀ヲは正致シマシテ、尙ほ進ンデハ

鐵國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

ヲ圖リ、各種產業ノ發展ニ寄與スルノ外、外國依存ノ現狀ヲは正致シマシテ、尙ほ進ンデハ

稅ノ免除等特別ノ保護助成ヲ與ヘントスルノデアリマス、是ガ爲メ帝國燃料興業株式會社法ヲ制定スルコトト致シマシタ次

第ニアリマス、此兩法案ハ御承知ノ通り前議會ニモ提出致シマシタノデアリマスガ、人部石油製造事業法ニ付キマシテハ、前議會ニ提案致シマシタモノニ極ク少シノ修正ヲ加ヘマシタノミデアリマシテ、帝國燃料興業株式會社法案ハ前議會ニ提出シタモノ其儘ヲ、再び提出致シマシタ次第アリマス

リマス、幸ニ人造石油ノ原料タル石炭ハ、

我國ニ於キマシテ相當豐富デアリマス、且ツ滿洲國ニ於キマシテモ石炭資源ニ惠マ

レテ居ルノデアリマスカラ、兩國ヲ通ジマシテ綜合的ニ本事業ノ確立ヲ圖ル方針デア

リマス、而シテ本事業振興計畫ノ目標ト致

シマシテハ、液體燃料ノ中特ニ主要ナル揮

油及ビ重油ノ生産ニ重點ヲ置キマシテ、

以テ各々年產百万升ヲ生產セシメントスルノデアリマス、而シテ本事業ハ全ク新規ノ

事業デアリマシテ、是ガ爲ニハ多大ノ努力ヲ要スルノデアリマスカラ、本事業ヲ政府ノ許可事業ト致シマシテ、其統制アル發達ヲ圖ルコト致シ、又獎勵金ノ交付、租稅ノ免除ナドノ保護助成ヲ爲スト共ニ、政府ノ指導監督ヲ加ヘマシテ事業ノ合理的經營ヲ促進シ、斯業ノ確立ヲ期スル爲メ、人造石油製造事業法ヲ制定スルコトト致シマシタ次第アリマス

更ニ此事業ヲ遂行致シマスル爲ニハ巨額ノ資金ヲ必要トシ、其圓滑ナル調達ニ對シマシテモ適當ナル援助ヲ與ヘナケレバ、到底所期ノ目的ヲ達成スルコトハ困難ト考ヘ

リマス、而モ政府ニ於キマシテハ、

國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

ヲ圖リ、各種產業ノ發展ニ寄與スルノ外、外國依存ノ現狀ヲは正致シマシテ、尙ほ進ンデハ

鐵國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

ヲ圖リ、各種產業ノ發展ニ寄與スルノ外、外國依存ノ現狀ヲは正致シマシテ、尙ほ進ンデハ

鐵國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

ヲ圖リ、各種產業ノ發展ニ寄與スルノ外、外國依存ノ現狀ヲは正致シマシテ、尙ほ進ンデハ

鐵國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

ヲ圖リ、各種產業ノ發展ニ寄與スルノ外、外國依存ノ現狀ヲは正致シマシテ、尙ほ進ンデハ

鐵國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

ヲ圖リ、各種產業ノ發展ニ寄與スルノ外、外國依存ノ現狀ヲは正致シマシテ、尙ほ進ンデハ

鐵國策ノ根本ト致シマシテハ、速ニ鐵鋼ノ自給

如キ設備ノ濫設ヲ防止シ、其他斯業ニ對シ

テ適當ナル監督ヲ加ヘ、鐵鋼事業ノ調節ヲ

トガ肝要デアルト考ヘルノデアリマス、仍

テ茲ニ製鐵業獎勵法ニ代ヘマシテ新ニ製鐵

事業法ヲ制定致シマシテ、斯業ニ對スル適

切ナル保護助長ノ施設ヲ講ズルト共ニ、斯

業ニ許可制度ヲ施行致シマシテ、之ニ適當

ナル監督ヲ加ヘントスル次第デアリマス、

此法案モ前ノ議會ニ提案シタノデアリマス

ルガ、之ニ今回ハ二三ノ修正ヲ施シマシテ、

再び提出致シマシタ次第デアリマス、何卒

十分御審議ノ上御協賛アランコトヲ御願致

シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 各案ノ審査ヲ付託ス

ベキ委員ノ選挙ニ付テ御詔り致シマス

○中山福誠君 日程第二及ビ第三ノ兩案ハ一括シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託シ、

日程第四ハ議長指名二十七名ノ委員ニ付託セラレントヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五、船員法改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——田島遞信政務次官

第五 船員法改正法律案(政府提出)

第一讀會

## 船員法改正法律案 船員法

### 第一章 總則

第一條 本法ニ於テ船員トハ日本船舶ニシテ左ニ掲タル船員以外ノモノニ乗組

ム船長及海員ヲ謂フ

一 船舶法第二十條ニ規定スル船舶

二 平水區域ヲ航行スル船舶

三 總額數三十噸未滿ノ漁船

前項ノ海員トハ左ニ掲タル者以外ノ乗組員ヲ謂フ

一 船舶所有者以外ノ者ニ雇傭セラル

二 何人ニモ雇傭セラレズシテ業務ヲ營ム者

三 其ノ他勅令ヲ以テ定ムル者

第二條 船員、船員タラントスル者、船

舶所有者又ハ船長ハ船員又ハ船員タラ

ントスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管

掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニ

テ證明ヲ求ムルコトヲ得

第三條 未成年者ガ船員ト爲ルニハ其ノ法定代理人ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ許可ヲ得タル者ハ雇入契約ニ關

シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五、船員法改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——田島遞信政務次官

第五 條 十八歳未滿ノ者ハ船員トシテ、テ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外船内勞働ニ適スルコトヲ證明シ且署名シタル醫師ノ健康

證明書ヲ有スル場合ニ非ザレバ船員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六條 船員ハ船員手帳ヲ受有スルコトヲ要ス

船員手帳ノ交付、訂正、書換、保管及返還ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 船長ハ海員ヲ指揮監督シ且船内ニ在ル者ニ對シ其ノ職務ヲ行フニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 船長ハ船舶ガ港ヲ出入スルトキ、狭隘ナル水路ヲ通過スルトキ其ノ他船舶ニ危險ノ虞アルトキハ甲板ニ在リテ自ラ船舶ヲ指揮スルコトヲ要ス

第九條 船舶ニ急迫ノ危險アルトキハ船長ハ人命、船舶及積荷ノ救助ニ必要ナル手段ヲ盡シ且旅客、海員其ノ他船内ニ在ル者ヲ去ラシメタル後ニ非ザレバ船舶ヲ去ルコトヲ得ズ

第十條 船舶ガ衝突シタルトキハ船長ハ五ニ人命及船舶ノ救助ニ必要ナル手段ヲ盡シ且船舶ノ名稱、所有者、船籍港、發航港及到達港ヲ告グルコトヲ要ス但シ自己ノ指揮スル船舶ニ急迫ノ危險アリトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 船長ハ他ノ船舶ノ遭難ヲ知リタルトキハ人命ノ救助ニ必要ナル手段ヲ盡シ且船舶ニ關シ著シキ事故アリタルトキハ人命ノ救助ニ必要ナル手段ヲ盡スコトヲ要ス但シ自己ノ指揮スル船舶ニ急迫ノ危險アル場合及勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 船舶航行中船内ニ在ル者死亡シタルトキハ船長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ水葬ニ付スルコトヲ得

第十三條 船内ニ在ル者死亡シ又ハ行方不明ト爲リタルトキハ法令ニ別段ノ定遺留品ヲ保管スルコトヲ要ス

第十四條 外國ニ駐在スル帝國ノ外交官、領事官又ハ貿易事務官ガ法令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ノ送還ヲ命ジタルトキハ船長ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

送還費用ノ償還ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 左ノ各號ノ一一ニ該當スル場合ニ於テハ船長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ管海官廳ニ其ノ旨ヲ報告スルコトヲ要ス

第一 條 衝突、乘揚、滅失、沈没、火災、機關ノ損傷其ノ他ノ海難發生シタルトキ

二 人命若ハ船舶ノ救助ニ從事シ又ハ航行中他ノ船舶ノ遭難ヲ知リタルトキ

三 船内ニ在ル者死亡シ又ハ行方不明ト爲リタルトキ

四 豫定ノ航路ヲ變更シタルトキ

五 船舶ガ抑留又ハ捕獲セラレタルトキ其ノ他船舶ニ關シ著シキ事故アリタルトキ

第六條 船長ガ死亡シタルトキ、船舶ヲ去リタルトキ又ハ之ヲ指揮スルコトヲ去リタルトキ又ハ之ヲ指揮スルコトヲ

能ハザル場合ニ於テ他人ヲ選任セザルテ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

トキハ運航ニ從事スル海員ハ其ノ職掌

ノ順位ニ從ヒ船長ノ職務ヲ行フ

第十七條 第二十一條、第二十三條、第

二十九條、第三十條及第三十二條ノ規

定ハ船長ニ之ヲ準用ス

### 第三章 海員

第十八條 海員ノ雇入契約ノ成立、終了、

更新又ハ變更アリタルトキハ船長及海

員ハ遲滯ナク管海官廳ニ出頭シテ其ノ

公認ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ船長ガ公認ヲ受クル

コト能ハザルトキハ船舶所有者之ヲ受

クルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ正當ノ事由アルト

キハ代理人ヲシテ公認ヲ受ケシムルコ

トヲ得

第十九條 海員ハ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ

受ケタル爲職務ニ從事セザル期間ニ付

テモ給料ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ疾

病又ハ傷痍ニ付海員ニ過失アルトキハ

此ノ限ニ在ラズ

海員ハ其ノ職務ヲ行フニ因リテ疾病ニ

罹リ又ハ傷痍ヲ受ケタル場合ニ於テハ

前項但書ノ規定ニ拘ラズ疾病又ハ傷痍

ニ付海員ニ故意又ハ重大ナル過失ナキ

限リ同項ニ規定スル給料ノ請求ヲ爲ス

コトヲ得

第十條 海員ノ給料及手當ノ支拂方法

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 船舶所有者ハ海員ノ乗船中  
勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ食料ヲ支給

スルコトヲ要ス

第二十二條 船舶所有者ハ勅令ノ定ムル

所ニ依リ船舶ニ醫師ヲ乗組マシメ又ハ

醫療設備ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 船舶ガ左ノ各號ノ一ニ該當

スル場合ニ於テハ海員ノ雇入契約ハ終

了ス

一 減失又ハ沈没シタルトキ

二 全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタルト

キ

三 減失又ハ沈没シタルトキ

ハ船舶ハ滅失シタルモノト推定ス

第一項ノ規定ニ依リ雇入契約終了シタ

ル場合ト雖モ海員ハ人命、船舶又ハ積

荷ノ應急救助ノ爲必要ナル勞務ニ服ス

ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ雇入契

約ハ仍存續スルモノト看做ス

第二十四條 海員ガ左ノ各號ノ一ニ該當

スル場合ニ他已ムコトヲ得ザル事由

アル場合ニ於テハ船長ハ海員ヲ雇止ム

ルコトヲ得

一 著シク職務ニ不適任ナルトキ

二 著シク職務ヲ怠リ又ハ職務ニ關シ

重大ナル過失アリタルトキ

三 疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ職務ニ

堪ヘザルトキ

四 船長ノ指定スル時迄ニ船舶ニ乗込

マザルトキ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場

合ニ於テハ海員ハ雇止ヲ請求スルコト  
ヲ得

一 船舶ガ國籍ヲ喪失シタルトキ

二 海員ガ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ

職務ニ堪ヘザルトキ

三 海員ガ船長ヨリ虐待ヲ受ケタルト

キ

前項ニ掲タル場合ノ外海員ハ船長ノ適

當ト認ムル後任者ヲ提供シテ雇止ヲ請

求スルコトヲ得

第二十六條 期間ノ定ナキ海員ノ雇入契

約ハ船長又ハ海員ヨリ書面ヲ以テ二十

四時間ヲ下ラザル期間ヲ定メ豫告ヲ爲

ストキハ該期間ガ満了シタル時ニ於テ

終了ス

前項ノ期間ガ満了シタル時ニ於テ船舶

ガ積荷ノ陸揚ヲ爲シ又ハ旅客ガ上陸ス

ベキ港ニ碇泊中ニシテ其ノ港ニ於ケル

積荷ノ陸揚及旅客ノ上陸ガ終ラザルト

キハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ終リタル

時ニ於テ雇入契約ハ終了ス

第一項ノ期間ガ満了シタル時ニ於テ船

舶ガ航行中ナルトキ又ハ前項ノ港以外

ノ港ニ碇泊中ナルトキハ第一項ノ規定

ニ拘ラズ船舶ガ積荷ノ陸揚ヲ爲シ又ハ

旅客ガ上陸スベキ次ノ港ニ到著シテ其

ガ港ニ於ケル積荷ノ陸揚及旅客ノ上陸

ガ終リタル時ニ於テ雇入契約ハ終了ス

前二項ノ規定ハ期間ノ定アル海員ノ雇

合ニ之ヲ準用ス

第三項ノ規定ハ二十四條及前條第一

項ノ規定ニ依リ海員ノ雇入契約が終了

スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 前條第一項乃至第四項ノ規

定ニ依リ海員ノ雇入契約が適當ナル海

員ヲ補充シ得ル港以外ノ港ニ於テ終了

スルトキハ船長ハ船舶ガ適當ナル海員

ヲ補充シ得ル港ニ到著シ積荷ノ陸揚及

旅客ノ上陸ガ終ル時迄雇入契約ヲ存續

セシムルコトヲ得

第二十八條 相續其ノ他ノ包括承繼ノ場

合ヲ除クノ外船舶所有者ノ變更アリタ

ルトキハ海員ノ雇入契約ハ終了ス

前項ノ場合ニ於テハ雇入契約終了ノ時

ヨリ海員ト新所有者トノ間ニ從前ノ雇

入契約ト同一條件ノ雇入契約存スルモ

ノト看做ス此ノ場合ニ於テハ海員ハ第

二十六條第一項乃至第三項ノ規定ニ從

ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル雇入契

約終了ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 船舶所有者ハ海員ガ疾病ニ

罹リ若ハ傷痍ヲ受ケタルトキ、雇入契

約終了シタルトキ又ハ死亡シタルトキ

ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ扶助シ、

之ニ手當ヲ支給シ又ハ之ガ葬祭ノ費用

ヲ負擔スルコトヲ要ス

第三十條 船舶所有者ハ雇入契約終了シ

タル海員ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ雇入

港又ハ其ノ希望スル地迄送還スルコト

ヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ海員ハ送還ニ代ヘテ

其ノ費用ヲ請求スルコトヲ得

第三十一條 海員ハ船長ニ對シ其ノ勤務ノ成績ニ關スル證明書ヲ交付ヲ請求スルコトヲ得

第三十二條 海員ノ船舶所有者ニ對スル債權ハ二年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

船舶所有者ニ對スル葬祭ニ關スル債權亦同ジ

第三十三條 第二十九條ノ規定ニ依リ海員ガ扶助又ハ手當ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ葬祭ノ費用ヲ受クルノ權利亦同ジ

第四章 紀律

第三十四條 海員ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ船長ハ之ヲ懲戒スルコトヲ得

一 上長ニ對シテ尊敬又ハ從順ノ道ヲ失ヒタルトキ

二 職務ヲ怠リ又ハ他ノ乗組員ノ職務ヲ妨ゲタルトキ

三 船長ノ指定スル時迄ニ船舶ニ乗込マズ又ハ船長ノ許可ヲ得ズシテ之ヲ去リタルトキ

四 船長ノ許可ヲ得ズシテ點火若ハ焚火シ又ハ端艇其ノ他ノ重要ナル屬具ヲ使用シタルトキ

五 食料又ハ淡水ヲ濫費シタルトキ

六 喧争シタルトキ、酩酊シテ事理ヲ辨ゼザルトキ又ハ禁止セラレタル場所ニ於テ喫煙シタルトキ

七 其ノ他船内ノ秩序ニ反スル行爲ヲ

爲シタルトキ

第三十五條 懲戒ハ左ノ四種トシ勅令ノ定ム

一 監禁 三日以下トシ船内ノ一室ニ拘置ス

二 上陸禁止 七日以下トシ此ノ期間ニハ船舶ノ碇泊日數ノミヲ算入ス

三 減給 紿料月額十分ノ一以下ヲ減ズ但シ三月ヲ超ユルコトヲ得ズ

四 譴責 前項第一號及第二號ノ期間ニハ初日ヲ算入ス

第三十六條 海員ガ兎器、爆發若ハ發火シ易キ物、劇薬其ノ他ノ危険物又ハ酒類ヲ所持スルトキハ船長ハ其ノ物ヲ保管又ハ放棄スルコトヲ得

第三十七條 海員ガ船内ニ在ル者ノ生命若ハ身體又ハ船舶ニ危害ヲ及ボスペキ行爲ヲ爲サントストルトキハ船長ハ必要ノ期間其ノ者ノ身體ヲ拘束スルコトヲ得

第三十八條 船長ハ必要アルトキハ旅客其ノ他船内ニ在ル者ニ對シテモ前一條ニ規定スル處分ヲ爲ズコトヲ得

第三十九條 海員ガ雇入契約成立ノ公認アリタル後船長ノ指定スル時迄ニ船舶ニ乗込マズ又ハ船長ノ許可ヲ得ズシテ之ヲ去リタルトキハ船長ハ之ヲ強制シテ船舶ニ乗込マシムルコトヲ得

海員ガ雇入契約終了ノ公認アリタル後遲滞ナク船舶ヲ去ラザルトキハ船長ハ

之ヲ強制シテ船舶ヲ去ラシムルコトヲ得

第四十條 船長ハ其ノ命令ニ服従セザル者アル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ管海官廳、地方官廳又ハ海軍艦船ニ援助ヲ求ムルコトヲ得

第四十一條 管海官廳ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ依リ第三章ニ規定スル事項ニ關シ船舶所有者、船長及海員ノ間ニ生ジタル事件ノ解決ニ付斡旋ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 管海官廳ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者又ハ乗組員ヲシテ

書類帳簿ヲ提出セシメ若ハ報告ヲ爲サシメ、之ヲ呼出しシテ質問ヲ爲シ又ハ當該官吏ヲシテ船舶ニ臨檢セシムルコトヲ得

第四十三條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條第二項各號ニ掲グル者ニ之ヲ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ムラ爲スコトヲ得

一 國又ハ北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ノ所有ニ屬スル船舶

二 其ノ他勅令ヲ以テ定ムル船舶

第四十四條 地方長官ハ第一條第一項各號ニ掲グル船舶ノ乗組員ノ監督ニ關シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル規則ヲ設クルコトヲ得

第四十五條 本法及本法ニ基キテ發スル命令中船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六千月以下ノ罰金ニ處ス

第五十一條 船舶所有者又ハ船長ガ第四

條ノ規定ニ違反シ十五歳未満ノ者ヲ船員トシテ、十八歳未満ノ者ヲ石炭夫若

ハ火夫トシテ使用シタルトキ又ハ第五

條ノ規定ニ違反シ健康證明書ヲ有セザル者ヲ船員トシテ使用シタルトキハ千

ペキ事務ハ外國ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國ノ領事官又ハ貿易事務官之ヲ行フ

第四十六條 左ニ掲グル船舶ノ乗組員ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ムラ爲スコトヲ得

第四十七條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條第二項各號ニ掲グル者ニ之ヲ準用ス

第四十八條 地方長官ハ第一條第一項各號ニ掲グル船舶ノ乗組員ノ監督ニ關シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル規則ヲ設クルコトヲ得

第六章 罰則

第四十九條 船舶所有者又ハ船長ガ第四

條ノ規定ニ違反シ十五歳未満ノ者ヲ船員トシテ、十八歳未満ノ者ヲ石炭夫若

ハ火夫トシテ使用シタルトキ又ハ第五

條ノ規定ニ違反シ健康證明書ヲ有セザル者ヲ船員トシテ使用シタルトキハ六千月以下ノ罰金ニ處ス

第七章 附則

第四十一条 本法ニ依リ管海官廳ノ行

一 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ船員手帳ノ交付、訂正又ハ書換ヲ受ケタル者  
 二 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ海員ノ雇入契約ニ關スル公認ヲ受ケタル者  
 三 他人ノ船員手帳ヲ行使シタル者  
 第五十一條 船長ガ船内ニ在ル者ニ對シ其ノ職權ヲ濫用シ又ハ虐待ヲ爲シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第五十二條 船長ガ第九條ノ規定ニ違反シ船舶ヲ去リタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス  
 第五十三條 船長ガ第十條ノ規定ニ違反シ船舶ヲ去リタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス  
 第五十四條 船長ガ左ノ各號ノ一ニ該當シ人命及船舶ノ救助ニ必要ナル手段ヲ盡サザルトキハ三年以下ノ懲役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 一 第十一條ノ規定ニ違反シ人命ノ救助ニ必要ナル手段ヲ盡サザルトキ  
 二 正當ノ事由ナクシテ船舶ヲ遺棄シタルトキ  
 三 正當ノ事由ナクシテ外國ニ於テ海員ヲ遺棄シタルトキ  
 第五十五條 船長ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ違反シ自ラ船舶ヲ指揮セザルトキ  
 二 第十條ノ規定ニ違反シ告知ヲ爲サルトキ  
 三 第十四條第一項ノ規定ニ違反シ送還命令ヲ拒ミタルトキ  
 四 第十五條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタルトキ  
 五 第十八條ノ規定ニ違反シ公認ヲ受ケザルトキ  
 六 商法第五百六十一条ノ規定ニ違反シ検査ヲ爲サザルトキ  
 七 商法第五百六十二条第一項ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カズ又ハ同條同項第二號乃至第五號ニ掲タル書類ニ記載スペキ事項ヲ記載セズ若ハ虛偽シ船舶ヲ去リタルトキ  
 八 商法第五百六十三條ノ規定ニ違反シ豫定ノ航路ヲ變更シタルトキ  
 第五十六條 船長ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ船舶ガ勞働爭議ニ關シ團結シテ勞務ヲ中止シ又ハ作業ノ進行ヲ阻害シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 一 第十一條ノ規定ニ違反シ人命ノ救助ニ必要ナル手段ヲ盡サザルトキ  
 二 正當ノ事由ナクシテ船舶ヲ遺棄シタルトキ  
 三 正當ノ事由ナクシテ外國ニ於テ海員ヲ遺棄シタルトキ  
 第五十七條 海員ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ二年以下ノ懲役ニ處ス

一 船舶ニ急迫ノ危險アル場合ニ於テ船長ノ許可ヲ得シテ之ヲ去リタル場合ニ於テ船員ガ上長ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第五十九條 海員ガ脱船シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス  
 第六十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ船員ガ勞働争議ニ關シ團結シテ勞務ヲ中止シ又ハ作業ノ進行ヲ阻害シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 一 船舶ガ外國ノ港ニ在ルトキ  
 二 人命又ハ船舶ニ直接ノ危険ヲ及ぼス虞アルトキ  
 三 船員又ハ其ノ代表者ガ相手方ニ對シ爭議事項ニ關シ交渉ヲ開始シタル後一週間ヲ經過シ且二十四時間前ニ報告ヲ爲シタルニ非ザルトキ  
 一 第十二條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シ水葬ニ付シタルトキ  
 二 第十三條ノ規定ニ違反シ遺留品ノ保管ヲ爲サザルトキ  
 第五十九條 海員ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第六十二條 船舶所有者又ハ乗組員ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 一 管海官廳ノ命令ニ違反シ書類帳簿ノ提出ヲ爲サズ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタルトキ  
 二 第九條乃至第十一條ニ規定スル場合合ニ於テ船員ガ人命、船舶又ハ積荷ノ救助ニ必要ナル手段ヲ爲スニ當リ上長ノ命令ニ服從セザルトキ  
 三 第二十三條第三項ニ規定スル場合ニ於テ人命、船舶又ハ積荷ノ應急救助ノ爲必要ナル勞務ニ服セザルトキ  
 四 第四十一條第二項ニ規定スル管海官廳ノ處分ニ違反シタルトキ  
 第六十三條 本章中船長ニ適用スペキ規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者アリ場合ニ於テハ其ノ者ニ之ヲ適用スル  
 第六十四條 船舶所有者ハ其ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者ニ第二十條乃至第二十二條、第二十九條又ハ第三十條ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ違反スル所爲アリタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ  
 第六十五條 船舶所有者ガ未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ在リテハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ其ノ者ニ適用スペキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用スル  
 前項ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルトキハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

コトヲ得ズ

第六十六條 本法及本法ニ基キテ發スル

命令中船舶所有者ニ適用スペキ罰則ハ

國又ハ北海道府縣市町村其ノ他ノ

公共團體ニハ之ヲ適用セズ

#### 附 則

第六十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以

テ之ヲ定ム

第六十八條 船員最低年齢法ハ之ヲ廢止

船舶安全法第二十八條中「遭難者救

助」ヲ削ル

商法第五百七十五條及第五編第二章第

二節ハ之ヲ削除ス但シ商法其ノ他ノ法

令ノ規定ノ適用上之ニ依ルベキ場合ニ

於テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第六十九條 本法施行前ニ生ジタル事項

ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ刑法第

六條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第七十條 本法施行ノ際現ニ船員トシテ

使用セラル十四歳以上十五歳未満ノ

者ヲ本法施行後引續キ使用スル場合ニ

於テハ第四條ノ規定ヲ適用セズ

第七十一條 第一條第一項各號ニ掲グル

船舶ノ乗組員ノ監督ニ關シ地方長官ノ

設ケタル規則ニシテ本法施行ノ際現ニ

存スルモノハ本法ニ依リテ主務大臣ノ

認可ヲ受ケタルモノト看做ス

〔政府委員田島勝太郎君登壇〕

○政府委員(田島勝太郎君) 只今上程サレ  
マシタ船員法改正法律案ノ提出理由ヲ御説

明申上ダマス、近時我國海運ハ長足ノ進歩  
發展ヲ遂ゲマシテ、社會情勢モ亦著シイ變  
遷推移ヲ見ツ、アルニモ拘ヘリマセズ、現  
在船員ノ保護監督ヲ規律致シマスル船員法  
及ビ海南法ハ、何レモ制定以來三十有餘年  
ノ歲月ヲ經過致シマシテ、現下ノ實情ニ副  
ハザル點ガ少クナイノデアリマス、隨ヒマシ  
テ船員法改正ノ要望ハ漸ク熾烈トナシテ參  
タノデアリマス、斯ル情勢ニ鑑ミマシテ、遞  
信省ニ於キマシテハ先年臨時海事法令調査  
會ヲ設ケマシテ、船主及ビ船員ノ團體ノ代  
表者ヲ初メトシ、關係各方面ノ官民相會シマ  
シテ法律改正ノ審議ヲ行ヒ、其結果改正要  
項ニ關スル決議ヲ得マシタノデ、今回此決  
議ヲ骨子ト致シマシテ、現行船員法及ビ商  
法中海員ニ關スル規定、茲ニ船員最低年齡  
法ヲ整理統一致シマシテ、之ニ適當ナル改  
正ヲ加ヘ、他面海運ノ國際性ヲ考慮致シマ  
シテ、曩ニ國際勞働總會ニ於テ採擇セラレ  
シテ、海員ノ雇入契約ニ關スル條約案、海  
沈沒ノ場合ニ於ケル失業ノ補償ニ關スル條  
約案、海員ノ雇入契約ニ關スル條約案、海  
員ノ送還ニ關スル條約案及ビ船員ノ最低年  
齡ニ關スル條約案ノ趣旨ヲ採入レマシテ、  
之ヲ綜合致シマシタル單一船員法ヲ制定致  
シ、時代ノ要求ニ應ジテ海上勞働問題ヲ調  
整シマスルト同時ニ、船員ノ生活ノ安定ヲ  
圖リ、以テ海運界ノ平和ト其健全ナル發達  
ヲ圖リタリ存ジマス、是レ本案ヲ提出  
致シマシタ理由アリマス

尙ホ本法律案ハ御承知ノ通リ前議會ニ提

出セラレマシテ、衆議院ヲ通過シ、貴族院

ニ回付ノ後、議會解散ノ爲ニ審議未了トナ

リマシタモノト全ク同一ノモノデアリマス、

何卒御審議ノ上速ニ御協贊アランコトヲ御

願致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス  
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○中山福藏君 本案ハ議長指名十八名ノ委  
員ニ付託セラレシトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異  
議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ――日程第

六、陪審法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ  
マス――司法大臣鹽野季彥君

ヲ停止スヘシ

第九條第一項中「前條第一項」ノ上ニ「第

七條ノ二第一項又ハ」ヲ、同條第三項中

「公判ニ繫屬スル事件」ノ上ニ「第七條ノ

二第一項ノ請求ヲ爲シ又ハ」ヲ加フ

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第七條ノ二第一項ノ請求ニ付爲シタル  
前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲ス  
コトヲ得

第十條第二項中「檢事ノ」下ニ「第七條ノ  
二第一項ノ請求又ハ」ヲ、同條第三項中  
「其ノ被告人ニ關スル」ノ下ニ「第七條ノ  
二第一項ノ請求又ハ」ヲ加フ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前ニ生ジタル事件ニ付亦  
之ヲ適用ス

〔國務大臣鹽野季彥君登壇〕

○國務大臣(鹽野季彥君) 只今議題ニ上リ

マシタ陪審法中改正法律案ニ付キマシテ提

案ノ理由ヲ御説明申上ダマス、共同被告人

ガ多數デアリマシテ、被告事件ガ煩雜ナル

場合ニ於キマシテハ、公判ノ審理ニ長期間

ヲ要シマスル爲メ、事件ヲ陪審ノ評議ニ付

シマスル時ヘ、長期間ニ亘リ陪審員ノ滯留

ノ場所及ビ陪審員ト他人トノ交通ヲ制限致

シマスルコトヘ、陪審ノ公正ヲ期シマスル

上ニ於テ陪審法上已ムヲ得ザル所デアリマ

スガ、其結果陪審員ニ對シ業務ノ拋棄等、

過大ノ負擔ヲ課スルノ餘儀ナキニ至リマス  
ルノミナラズ、陪審員ハ記錄ヲ閲覽スルコ



關稅定率法中改正法律案

關稅定率法中左ノ通改正ス

第七條第四號ノニヲ削リ同條第十二號ヲ

左ノ如ク改ム

十二 政府ノ專賣品又ハ酒精ノ製造ニ

供スル原料品ニシテ政府ノ輸入

ニ係ルモノ

第七條ニ左ノ一號ヲ加フ

一二 磯油

一 石炭又ハ油母貞岩ヨリ製造シタルモノ

二 其ノ他

攝氏十五度ニ於ケル比重

イ ○・九三四ヲ超エタルモノ

ロ ○・九〇四ヲ超エタルモノ

ハ ○・八六〇ヲ超エタルモノ

ニ 其ノ他

但シ蒸餾法ニ依リ攝氏二百十五度迄

ニ餾出スル油液ノ原液ノ容量ニ對ス

ル百分率四十ヲ超エタルモノハ四十

以上一ヲ増ス每ニ一キロリットルニ

付三十錢ヲ加フ

攝氏十五度ニ於ケル比重

乙 其ノ他(動植物性ノ油及脂、石鹼、酒精等ヲ含有スルモノヲ含ム)

乙ノ一 ○・八〇一七ヲ超エサルモノ

乙ノ二 ○・八四九八ヲ超エサルモノ

乙ノ三 其ノ他

イ 融解點攝氏十五度ヲ超エサルモノ

其ノ他

二百七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ  
二〇七ノ二 石炭ガス

二十四 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認許ヲ受ケ輸入スル航空機又

ハ航空機用ノ發動機若ハプロ

ペラ

別表輸入税表中左ノ如ク改ム

第九條第二項中「輸入原料品ニシテ」ノ下

第一百十二號ヲ左ノ如ク改ム

第九條第一項中「輸入原料品ニシテ」ノ下

別表輸入税表中左ノ如ク改ム

第九條第一項中「輸入原料品ニシテ」ノ下



大正十四年法律第五十一號中改正法律案

大正十四年法律第五十一號中左ノ通改正  
別表甲號輸入稅表番號第七十二號ノ内ノ  
項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

一二〇ノ内大豆硬化油（關東州ノ生產

ニ係ル大豆油ヲ原料トシタル

モノ）

同第二百二十九號ノ内ノ項ヲ左ノ如ク改

ム

二三九ノ内硫酸マグネシア及硝酸アン

モン

別表乙號輸入稅表番號第二百二十號ノ内ノ

項ヲ削ル

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案

關稅定率法別表輸入稅表第四百六十二號

ニ掲タル特殊鋼ヲ除ク

ノ輸入稅ハ本法施行ノ日ヨリ昭和十四年

六月三十日迄之ヲ免除ス

前項ノ期間ハ政府特ニ必要アリト認ムル

トキハ勅令ニ依リ物品ヲ指定シ之ヲ短縮スルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第百三十號ハ之ヲ廢止ス

（政府委員太田正孝君登壇）

○政府委員（太田正孝君）只今議題トナリ

マシタ關稅定率法中改正法律案外三件ニ付  
キ一括シテ御説明ヲ致シマス、先づ關稅定

率法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、今回

ス、前例通り之ヲ本法ノ別表ニ追加シ、整理

提出致シマシタ改正案ハ、稅率ノ改正ト致

シマシテハ礦油外九品目ニ關スルモノニアリマスガ、其内主要ナルモノハ礦油ト自動車

及ビ同關係品デアリマス、礦油ニ付キマシ

テハ人造石油ノ項ヲ設ケマシテ之ヲ無稅ト

爲シ、其ノ他ノモノハ其關稅率ヲ引上ゲマ

シテ、液體燃料ノ自給促進ヲ圖ラウト存ズ

ルノデアリマス、又自動車及ビ其關係品ニ

付キマシテハ、稅率ノ引上ニ依リマシテ、

國內ニ於ケル自動車製造事業ノ確立ヲ助長

スル等、是等產業國策ノ遂行ニ資セントス

ルモノデアリマス、右ノ稅率改正ノ外燃料

用礦油ノ關稅ヲ免除スル規定ノ廢止、「バル

ブ」ノ製造ニ供スル木材ノ關稅ヲ免除スル

規定ノ新設等、二三ノ改正ヲ行ハントスル

モノデアリマス

次ニ昭和七年法律第四號、即チ輸入稅ノ

從量稅率ニ關スル件ノ改正法律案ニ付テ申

上ゲマス、現在本法ニ依リ關稅定率法ニ依

ル稅率ノ三割五分ヲ增課セラレテ居ル物品

ノ中デ、國民生活又ハ國內產業等ニ重要ナ

ル關係ヲ有スルモノト認メラレル砂糖外十

四品目ニ付キマシテハ、物價調整ニ資スル

等ノ爲メ之ヲ本法ノ別表ニ追加シ、以テ三

割五分増課ノ範圍カラ除外スルノヲ適當ト

認メタノデアリマス、尙ホ今回ノ關稅定率

法中改正法律ニ依リマシテ其稅率ヲ改正セ

ラルベキ物品ノ中、新ニ從量稅率ヲ定メマ

ス、前例通り之ヲ本法ノ別表ニ追加シ、整理

提出致シテ、同條第六號ヲ第九號トシ同條

ノ三號ヲ加フ

シタモノハ、各般ノ事情ヲ勘案シマシテ、  
適當ト認メタ率ヲ配シタノデアリマスル所  
ヲ、前例通り之ヲ本法ノ別表ニ追加シ、整理  
ス、前例通り之ヲ本法ノ別表ニ追加シ、整理

シマシテハ礦油外九品目ニ關スルモノニアリマス、今日關東州ノ生產ニ係ル

大豆油ヲ原料トシタル

マシタ大豆硬化油ハ、本法ニ依テ一般稅率

ヨリモ低減シタ稅率ニナツテ居ルノデアリ

マスルガ、之ヲ全額免除スルコトトシタイ

ノデアリマス、又最近關東州ニ於テ生產ヲ

見ルニ至リマシタ硝酸「アンモン」ニ付キマシ

テモ、是ガ輸入ニ便スル爲メ其輸入稅ヲ免

除スルノヲ適當ト認メマシテ、本改正案ヲ

提出シタ次第デアリマス

最後ニ鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案ニ付

テ御説明申上ゲマス、鐵ノ輸入稅免除ニ關ス

ル法律案ハ前議會ニ提出セラレ、審議未了

トナリ、去ル四月十五日勅令第百三十號ヲ

以テ鐵ノ輸入稅免除ニ關スル緊急勅令ガ公

布サレタノデアリマス、然ルニ右緊急勅令

ニ依ル輸入稅ノ免除期間ハ明年三月三十一

日迄デアリマスルガ、鐵ノ生産、輸入、需

給等ノ狀況ニ顧ミマストキハ、昭和十四年

六月迄之ヲ免除スルコトト爲ス等ノ必要ガ

アリマスノデ、今回別ニ之ニ關スル法律ヲ

制定スルト同時ニ、右緊急勅令ハ之ヲ廢止

スルコトト致ス次第デアリマス、尙ホ詳細ノ

コトニ付キマシテハ適當ノ機會ニ於テ御説明ヲ

アリマスノデ、今回別ニ之ニ關スル法律ヲ

制定スルト同時ニ、右緊急勅令ハ之ヲ廢止

スルコトト致ス次第デアリマス、尙ホ詳細ノ

○議長（小山松壽君）各案ノ審査ヲ付託ス  
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス  
○中山福藏君 日程第八乃至第十一ノ四案  
ヲ一括シテ議長指名二十七名ノ委員ニ付託  
セラレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君）中山君ノ動議ニ御異  
議アリマセヌカ

（異議ナシト呼フ者アリ）

○議長（小山松壽君）御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第

十二、大正九年法律第五十三號中改正法律

案ノ第一讀會ヲ開キマス——拓務大臣大谷

尊由君

八 朝鮮ニ於テ揮發油ニ混入スヘキア

ルコールノ製造ニ供スル原原料品但

シ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ

認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

第二條ノ二 陸接國境ヲ經テ朝鮮ニ輸入

シタル左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一

年内ニ再輸出スルモノニハ輸入稅ヲ免

除ス但シ輸入ノ際稅金ニ相當スル擔保

ヲ提供セシムルコトヲ得

一 鐵道車輛及其ノ備品、附屬品但シ

朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ輸入スルモ

ノニ限ル

二 朝鮮總督ノ定ムル陸接國境隣接地

域内ニ於テ使用スル物品但シ朝鮮

總督ノ指定シタルモノニ限ル

第三條第一項中「三萬五千廻」ヲ「十萬廻」

ニ改メ「製鐵事業」ノ下ニ「又ハ砂鐵若ハ

朝鮮總督ノ定ムル鐵鑛ノ製鍊ヲ目的トス

ル特殊ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業」ヲ加

第七條ノ二 雄基港、羅津港及清津港ニ

於テ稅關長カ外國貨物ヲ藏置シ得ヘキ

場所トシテ指定シタル場所ニ於テハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ稅關長ノ許可

ヲ得テ貨物ノ改裝、仕分及混合ヲ爲スコトヲ得

第八條中「面事務所」ヲ「邑面事務所」ニ、  
「面」ヲ「邑面」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(國務大臣大谷尊由君登壇)

○國務大臣(大谷尊由君) 大正九年法律第  
五十三號、關稅法關稅定率法保稅倉庫法及  
假置場法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル法  
律中改正法律案ニ付テ御說明申上ゲマス、  
本法律案ハ前議會ニ之ヲ提出致シマシタ所、  
解散ニ依テ審議未了トナリマシタノデ、内  
容ヲ若干追加致シマシテ、茲ニ再び提出致  
シマシタ次第デアリマス、朝鮮ニ於テモ燃  
料國策ニ順應シ、大體内地ト同様ニ揮發油  
及ビ「アルコール」混用制度ヲ實施スル計畫  
デアリマシテ、混用「アルコール」ノ製造ハ  
差當リ政府ノ免許ヲ受ケタル民間ノ事業者  
ヲシテ之ニ當ラシムル方針デアリマスノデ、  
低廉豐富ナル供給ヲ圖リマスル爲メ、混用  
「アルコール」ノ原料ノ輸入稅ヲ免除セント  
スルノデアリマス

二 朝鮮總督ノ定ムル陸接國境隣接地  
域内ニ於テ使用スル物品但シ朝鮮  
總督ノ指定シタルモノニ限ル

第三條第一項中「三萬五千廻」ヲ「十萬廻」  
ニ改メ「製鐵事業」ノ下ニ「又ハ砂鐵若ハ  
朝鮮總督ノ定ムル鐵鑛ノ製鍊ヲ目的トス  
ル特殊ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業」ヲ加  
第七條ノ二 雄基港、羅津港及清津港ニ  
於テ稅關長カ外國貨物ヲ藏置シ得ヘキ  
場所トシテ指定シタル場所ニ於テハ朝  
鮮總督ノ定ムル所ニ依リ稅關長ノ許可  
ヲ得テ貨物ノ改裝、仕分及混合ヲ爲ス  
コトヲ得

第八條中「面事務所」ヲ「邑面事務所」ニ、  
「面」ヲ「邑面」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(國務大臣大谷尊由君登壇)

○中山福壽君 本案ハ政府提出關稅定率法  
中改正法律案外三件委員ニ併セ付託セラレ  
ンコトヲ望ミマス

陸軍大臣 杉山 元  
外務大臣 佐藤 尚武  
勅令第百三十號

關稅定率法別表輸入稅表第四百六十二號  
ニ掲グル鐵(別號ニ掲ガタル特殊鋼ヲ除  
ク)輸入稅ハ本令施行ノ日ヨリ昭和十三  
年三月三十一日迄之ヲ免除ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員太田正孝君登壇)

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異  
議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ――日程第  
十三、昭和十二年勅令第百三十號、承諾ヲ  
求ムル件ヲ議題ト致シマス――太田大藏政  
務次官

〔政府委員太田正孝君登壇〕

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員太田正孝君登壇)

○政府委員(太田正孝君) 只今議題トナリ  
マシタ昭和十二年勅令第百三十號、鐵ノ輸入  
稅免除ニ關スル緊急勅令ノ承諾ヲ求ムル件  
ニ付テ御說明ヲ申上ゲマス、鐵ノ輸入稅免  
除ニ關スル法律案ハ前議會ニ於テ審議未了  
ニ終リマシタガ、其後ニ於ケル鐵ノ供給不  
足ト、其價格ノ暴騰トハ、公私ノ重工業ノ  
圓滑ナル運行ヲ阻礙シ、延イテ一般產業ニ  
重大ナル影響ヲ及ボシ、國家緊要務タル  
國防ニ支障ヲ來ス虞ガアリマスノデ、去ル  
四月十五日勅令第百三十號ヲ以テ鐵ノ輸入  
稅免除ニ關スル緊急勅令ガ公布セラレタノ  
デアリマス、仍テ帝國議會ノ承諾ヲ求ムル  
爲メ茲ニ之ヲ提出致シタ次第デアリマス、尙  
未詳細ノコトニ付キマシテハ、適當ノ機會  
ニ於テ御說明ヲ致シタイト存ジマス、何卒  
御審議ノ上速ニ承諾ヲ與ヘラレンコトヲ希  
望致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託ス  
ベキ委員ノ選舉ニ付キ御諮リ致シマス

○中山福藏君 本件ハ政府提出關稅定率法  
中改正法律案外三件委員ニ併セ付託セラレ  
シロトヲ望マス

○議長（小山松輝君） 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十四、刑事補償法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者中村高一君

第十四 刑事補償法中改正法律案（中  
村高一君外十名提出） 第一讀

刑事補償法中左ノ通改正ス  
刑事補償法中改正律法案

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
〔中村高一君登壇〕

○中村高一君 極々簡単ニ提案ノ理由ノ説

明ヲ致シマス、刑事補償法ハ諸君ノ御承知通り、今日ノ刑事訴訟手續ニ於キマシテ、無罪ノ判決ヲ受ケ、或ハ免訴ノ言渡ヲ受ケ、シタ場合ニ於キマシテ、國家ガ之ニ補償ヲ致スト云フ法律ニアリマスルガ、近來各種ノ刑事事件ニ於キマシテ、人權蹂躪ノ事件ガ起シテ居リマス、而モ此人權蹂躪ノ幾多ノ刑事事件ニ於キマシテ、折角無罪ニナリ、或ハ免訴ニナリマシテ釋放セラレマシテモ、

此刑事補償法ノ第四條第一項、第三項ニ規定セラレテ居リマスル「故意又ハ重大ナル過失ニ依リマシテ自白ヲ致シタト云フヤウナ理由ニ依リマシテ補償法ノ適用ガナイト云ノガ今日ノ實際ノ取扱デアリマス、吾家ハ之ニ補償ヲスルノガ當然ナリト考ヘマシテ、本改正案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス(拍手)昭和七年一月ニ刑事補償法ガ實施ニナリマシテカラ後ニ、色々細カイ統計ナドガアリマスルケレドモ、時間ガアリマセヌカラ省略ヲ致シマスルガ、補償ノ請求ヲ致シマシテモ、實際ニ補償ヲ受ケテ居リマスル者ハ僅カデ、昭和七年カラ昭和十年ノ間ニ約三分ノ一シカ補償ヲ受ケルコトガ出來ナイト云フ現狀ニアルノデアリマシテ、是ハ刑事補償法ノ中ニアリマスル所ノ第四條ヲドウシテモ改正致サナケレバ、吾ハ其目的ヲ達スルコトガ出來ナイト信ズルノデアリマス、固ヨリ此法律ヲ制定致シマシタ當時ニ於テモ、此「重大ナル過失」ト云フコトガ非常ニ問題ニナッテ居ルノデアリニ認定ノ出來ル文句ガアルナラバ、自白ヲシタ場合ニ於キマシテ、假ニ是ガヒドイ拷問ナドニ依リマシテモ、「オ前ハ重大ナル過失ニ依ルモノダ」ト云フコトデ、折角ノ請求ガ棄却ラセラレルト云フヤウナコトニナルコトニ付テ論議ヲセラレテ居ルノデアリマス、然ルニ當時ノ政府ノ説明ニ依レバ、サウ云

瞭ニナリサヘスレバ當然補償ヲ受ケルノダ致シテ、法案ヲ通過ラサセテ居ルノデアリマスルガ、事實ニ於テハ何レモ拷問ヲ受ケシタ被告ガ自白シタコトニ付テ、ソレハオ前ノ重大ナル過失ダト云フコトデ、拷問ノ結果ダト云フコトガ分ラズジマヒニナツテ、請求ガ棄却セラレテ居ル現狀ニアリマス(拍手)特ニ最近ノ神奈川縣ニ於キマスル事件ナドヲ見マシテモ、後ニ是ハ委員會ナドニ於キマシテ詳細ニ議論セラレルト思フノデアリマスルケレドモ、百八十三名ト云フ多數ノ被告ガ起訴セラレテ居リナガラ、結局九十名モ免訴ニナッテシマッテ居ル、或ハ城ヶ島ニ於キマシテハ二十六名起訴セラレタ被告ノ中デ、公判ニ廻ツタノハ僅ニ一名シカナイ、アト二十五名ハ免訴ニナッテ居ルノデアリマシテ、而モ是ハ殆ド全部ト言ダテ宜イ程警察官ノ拷問ニ依ルト云フ驚クベキ事實ガ既ニ世間ニ發表ラセラレテ居ルノデアリマス、而モ能ク調査ヲシテ見マスナラバ、大抵ハ拷問ヲセラレマシテ、苦シサノ餘リニ自白ヲ致シテ居ルノデアリマス、恐ラクハ此澤山ノ免訴、或ハ近ク公判ノ行マシテ、多數ノ無罪ノ者ガ出ルダラウト思フ、ケレドモ國家補償ノ請求ニ當ツテハ、恐ラクハ此第四條ニ規定ヲセラレテ居リマス「オ前ハ重大ナル過失ガアル」ト云フ理由ニ依ヅテ、補償ハ棄却セラレルト私達ハ憂フル

ノデアリマス、スルガ故ニ吾々ハドウシテ  
モ此文字ノ削除ヲ致サナケレバナラヌト思  
フノデアリマス（「司法大臣ヲ呼べ」ト呼フ者  
アリ）然ルニ司法省ナドノ説明ニ依リマス  
ルナラバ、外國ニ於ケル立法例ナドヲ例ニ  
採リマシテ、外國ニ同ジクスウ云フヤウナ  
除外例ガアルノダカラト云フヤウナ説明ヲ  
致サレテ居リマスガ、外國ニハ私ハ日本ノ  
警察ノヤウニ、ア、云フ風ナ亂暴ナ拷問ヲ  
スルモノハ少イト思フ（拍手「司法大臣ヲ呼  
ベ」ト呼フ者アリ）此拷問ノ事實ヲ吾々ガ見  
マシテ、ドウシテモ今日ノヤウニ日本ノ警  
察ニ於キマシテ、驚クベキ拷問ノ事實ナド  
ガアル限リハ、吾々ハドウシテモ此刑事事補  
償法ハ改正ヲ致サナケレバ、日本ノ警察官  
（「司法大臣ノ出席ヲ願ヒマス」ト呼フ者ア  
リ）或ハ司法當局ニ於キマシテノ拷問事件  
ナドハ、根絶スルコトガ出來ナイト思ッテ  
居リマス（拍手）

ヲスルノハ拷問バカリヂヤナイノダト云フヤウナコトカラ、此「重大ナル過失」ト云フ

文字ラドウシテモ置カナケレバナラナイト

言フノデアリマスケレドモ、成程虛偽ノ自

白ヲ致シマスルノハ拷問バカリヂナコト

ハ事實デアリマス、併シ巧妙ナル誘導訊問

ト云フモノガアルコトモ諸君ノ御承知ノ通

リデアリマシテ(拍手)拷問ニ依ルト同様

ニ、例ヘバオ前ハ何時迄モ頑張ツテ居ルケ

レドモ、モウ他ノ者ハ白狀シテ居ルノダト

云フヤウナ、極メテ要領ノ宜イ誘導訊問ガ

アリマスルシ、或ハオ前ハ自白ヲシナケレバ

今日ハ歸サナイ、自白ヲスレバ歸シテヤル

ト云フヤウナ、是亦極メテ巧妙ナル誘導訊

問ガ行ハレテ居リマス、或ハ檢事廷ニ於キ

マシテノ取調ニ當ツテ、曩ニ警察デ散々暴行

ヲ加ヘタ刑事ガ傍ニ附イテ居リマシテ、言

ヒタイコトヲ言ハウト思ツテモ、刑事ニ睨マ

レテ中々言ヘナイト云フヤウナ例モアリマ

ス、或ハ檢事局ヘ行ク途申デ、オ前ハ警察

デ自白シタコトヲ、今度ハ檢事局ヘ行クテ

違ツタコトヲ言ヘバ承知シナイゾト云フヤ

ウナ、ヒドイ嚇シヲ言ウテ自白ヲセシメル

例モ幾ラモアルノデアリマス(悉ク然リ)

ト呼フ者アリ、笑聲)此幾多ノ人權蹂躪ノ

事實ヲ見マス、申ニハ警察官ニ依リマスル

ト云フト、補償法ヲ適用サレルト困ルカラ、

無理ニデモ警察デ「ウン」ト言ヘセルト云フ

ヤウナコトヲヤリマシテ、却テ此條文ガア

ル爲ニ、此條文ノ爲ニ自白ヲ強要スルト云

フヤウナコトサヘ行ハレテ居ルノデアリマス(拍手)ソレデアリマスルカラシテ、吾々

ハ今日ノ現状カラ致シマシテ、殊ニ幾多ノ

人權蹂躪ノ事實ノ出テ居リマスル今日ニ於

テ、民衆ヲ救フ爲ニ、無實ノ罪ニ泣イテ居

リマスル所ノ人ノ爲ニ、吾々ハ補償ノ與ヘ

ラレルヤウナ改正案ヲ、皆サンノ御協賛ヲ

得タイ爲ニ提出致シタ次第デアリマス(拍

手)

○議長(小山松壽君) 質疑ヘアリマセヌ

○中山福藏君 本案ハ政府提出、陪審法中改正法律案委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十五及ビ第十六ハ同種議案デアリマスカラ、

一括議題ト爲スニハ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ日程第十五、大正十二年法律第五

十二號中改正法律案、日程第十六、大正十

二年法律第五十二號中改正法律案、右兩案

ヲ「昭和十六年十一月三十一日迄」ニ改ム

ス

第一項中「昭和十二年十二月三十一日迄」

ヲ「昭和十六年十一月三十一日迄」ニ改ム

ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○手代木隆吉君 簡單デアリマスカラ、自席ヨリ發言スルコトヲ御許シ願ヒマス

〔司法大臣ガ出席シテ居ナイ」「大臣ガ

出席シテカラヤリ給ヘ」ト呼ヒ發言ス

ル者多シ〕

○議長(小山松壽君) 手代木君ニ申上ゲマ

大正十二年法律第五十二號中改正法律案  
第十六 大正十二年法律第五十二號中改正法律案(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件)  
名提出)

第一讀會 第一讀會

資格ニ關スル件)(手代木隆吉君外三名提出)

大正十二年法律第五十二號中改正法律案  
第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件)

第一讀會 第一讀會

資格ニ關スル件)(紅露昭君外三名提出)

大正十二年法律第五十二號中改正法律案  
第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件)

第一讀會 第一讀會

資格ニ關スル件)(手代木隆吉君外三名提出)

斯、今刑事局長ハ居リマスガ、司法大臣出席ヲ要求致シテ居リマス——司法大臣出席致シマシタカラ御説明ヲ願ヒマス

出席ヲ要求致シテ居リマス——司法大臣出席致シマシタカラ御説明ヲ願ヒマス

○中山福蔵君	日程第十五及ビ第十六ノ兩案ヲ一括シテ政府提出、陪審法中改正法律案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長(小山松壽君)	中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕	

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、是ニテ議事日程ハ議了セラレマシタ、明三十日ハ定刻ヨリ本會議ヲ開キマス、議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時十七分散會

頁	段	行	誤	正	衆議院議事速記録第三號中正誤
三四	四二	一	ナラナイ	外ナラナイ	
四六	二	一四	逆轉	逆轉	
四六	四	七	横濱ト	横濱ニ	
四八	三	ナラナイ	ナラネバナラナイ		

官報號外

昭和十二年七月三十日

衆議院議事速記録第五號

八六